

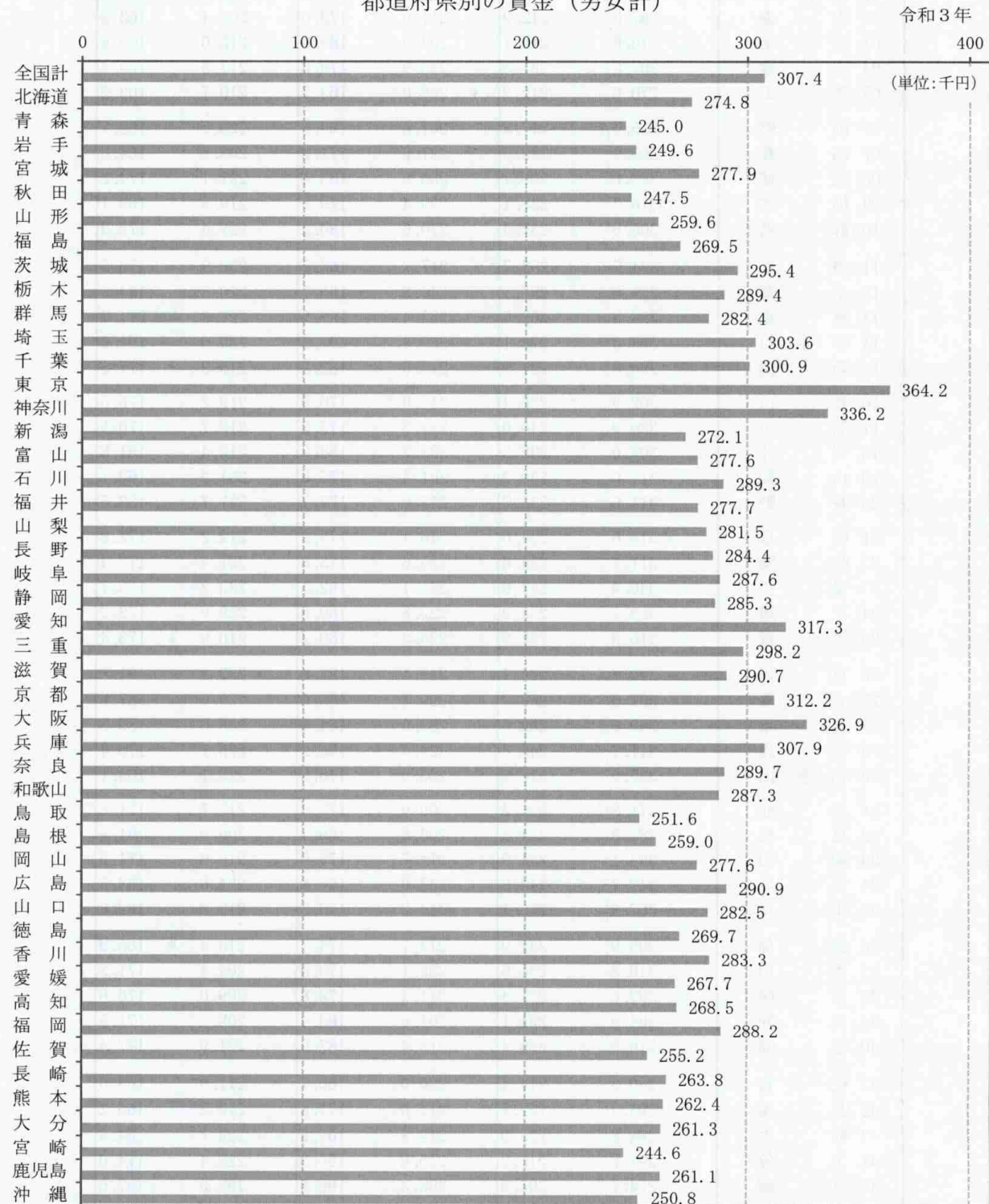


# 令和3年賃金構造基本統計調査結果(抜粋)

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

厚生労働省のホームページにも掲載しています。(アドレス→<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)

都道府県別の賃金(男女計)



注1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に雇用される常用労働者のうち、一般労働者について集計したものです。  
 注2) 「一般労働者」とはいわゆるフルタイムで勤務する労働者をいいます。  
 注3) 「賃金」とは、6月分として支払われた所定内給与額(毎月支払われる給与から、時間外労働、深夜労働、休日労働等による諸手当を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額)をいいます。

都道府県別の賃金

令和3年

都道府県	賃金 (一般労働者)		賃金 (一般労働者のうち、新規学卒者)			
	男性	女性	男性		女性	
			大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
全 国 計	337.2	253.6	226.7	181.6	223.9	176.3
01 北 海 道	302.1	227.4	217.6	179.8	206.8	168.4
02 青 森 県	267.3	212.9	211.0	173.0	205.4	163.2
03 岩 手 県	270.6	214.1	203.9	168.9	212.0	168.4
04 宮 城 県	307.2	231.3	235.9	175.6	217.5	169.4
05 秋 田 県	270.6	212.2	* 238.0	163.7	210.7	163.2
06 山 形 県	285.4	217.2	207.6	169.5	220.5	162.7
07 福 島 県	295.9	222.4	227.0	171.2	208.6	164.8
08 茨 城 県	323.6	239.7	236.9	185.4	221.1	174.2
09 栃 木 県	316.7	238.1	219.4	179.5	219.5	169.1
10 群 馬 県	306.8	237.4	210.6	180.2	227.4	172.3
11 埼 玉 県	331.7	253.7	217.7	183.5	230.9	176.5
12 千 葉 県	325.6	257.1	246.8	186.7	220.5	184.5
13 東 京 都	396.8	302.5	233.4	192.3	227.3	211.7
14 神 奈 川 県	365.3	276.1	229.3	201.2	229.6	191.0
15 新 潟 県	296.8	231.8	215.0	182.2	213.2	177.5
16 富 山 県	302.9	236.4	217.0	176.5	219.2	175.5
17 石 川 県	320.9	240.0	211.3	175.3	212.7	170.5
18 福 井 県	305.0	232.3	233.2	188.2	212.4	181.8
19 山 梨 県	311.0	230.2	201.4	177.5	231.3	162.1
20 長 野 県	311.6	230.7	215.6	177.7	217.7	183.5
21 岐 阜 県	314.6	234.0	216.1	175.2	212.2	172.8
22 静 岡 県	311.2	234.8	225.6	178.8	221.4	172.4
23 愛 知 県	346.4	247.9	221.1	182.1	223.2	175.7
24 三 重 県	329.2	233.9	222.8	180.8	229.6	172.2
25 滋 賀 県	316.8	235.9	225.3	189.7	216.9	* 173.4
26 京 都 府	340.8	264.1	219.1	188.8	233.2	181.8
27 大 阪 府	357.6	268.7	229.7	188.0	225.0	187.6
28 兵 庫 県	340.0	252.6	222.0	184.4	233.0	185.8
29 奈 良 県	317.1	248.6	229.0	168.2	225.1	176.4
30 和 歌 山 県	320.0	228.9	223.9	176.9	223.1	164.1
31 鳥 取 県	271.3	226.2	200.0	172.4	212.7	171.8
32 島 根 県	283.8	224.2	206.8	169.1	209.9	161.4
33 岡 山 県	304.1	234.9	214.7	175.0	215.6	171.5
34 広 島 県	317.7	244.9	232.0	176.8	224.6	163.5
35 山 口 県	307.8	236.1	214.3	176.3	213.3	163.6
36 徳 島 県	295.9	232.9	213.7	174.7	213.8	* 165.9
37 香 川 県	310.3	236.6	222.1	178.5	204.4	171.2
38 愛 媛 県	292.6	227.4	211.4	178.8	209.0	176.6
39 高 知 県	294.9	234.1	201.6	168.4	208.5	171.5
40 福 岡 県	318.5	239.4	215.4	182.9	221.9	177.4
41 佐 賀 県	280.3	214.4	220.0	166.7	211.9	168.0
42 長 崎 県	293.4	222.5	212.0	171.8	219.2	165.2
43 熊 本 県	288.8	225.0	212.8	167.5	224.7	164.4
44 大 分 県	291.2	216.2	215.6	185.3	225.4	174.0
45 宮 崎 県	274.7	204.8	206.3	166.5	199.5	157.6
46 鹿 児 島 県	288.0	218.1	230.8	171.1	222.3	166.8
47 沖 縄 県	272.9	222.1	198.4	167.9	226.4	164.1

注1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に雇用される常用労働者について集計したものです。

注2) 「一般労働者」とはいわゆるフルタイムで勤務する労働者、「新規学卒者」とは原則として令和3年3月に卒業等した労働者をいいます。

注3) 「賃金」とは、6月分として支払われた所定内給与額(毎月支払われる給与から、時間外労働、深夜労働、休日労働等による諸手当を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額)をいいます。

注4) 「\*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示します。